

震災復興まちづくりの現局面と
まちづくり協議会・専門家の役割を考える

弁護士 坂和章平

1995・1・17の大震災。3. 17都市計画決定。以降各地で100件以上のまち協が結成された。まち協は、1981年制定の「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」に根拠をもち、①地区の住民等の大多数により設置されている②構成員が住民等まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者③その活動が地区の住民等の大多数の支持を得ているもの、を市長が認定するもので、市から技術的援助・経費の助成がある。従ってその結成や活動は結構厳しく、神戸市でも震災前は11件しかなかった。しかし3. 17都計決定で行政がまち協の結成を呼びかけ、まち協による住民修正案の提示を求めたため各地で「にわかまち協」が多発した。これは「非常時」のまち協だから「平常時」のまち協に比べそのエネルギーは強力だが、知識・経験が不十分だ。学者・コンサル等各種・各層の専門家も数多くその支援に乗り出し、地区毎・まち協毎にはりつき、それぞれ試行錯誤の歩みを展開している。震災後2年半を経た今、区画整理地区の多くで事業計画が決定、仮換地指定の段階を迎えているが、森南・御菅西・芦屋西部の3地区がとりわけ難行中だ。震災後いち早く、「復興市民まちづくり支援ネットワーク」を作り、専門家の結集・専門家と住民の連携を目指したコンサルの小林郁雄氏は、大学の先生やプランナーを「原理派」と「土着派」に分類し、「原理派の学者が強い地区は問題が多い」、「計画が間違っているといっても始まらず、そこでどうするかを協議し決めていくのが土着派のプランナーだ」と指摘する。私はこの考えに強く共感している。

私は1995年9月芦屋中央地区まち協の顧問となり、自称「現実派」として①都計決定の権力性の理解（裁判をしない以上これを承認する）②事業計画の修正案集約（良くも悪くも地元住民の能力のレベル）③認可された事業計画の承認（住民修正案を取り入れたものは認める）④一定の基準に沿った仮換地案の承認と極端に異例な仮換地の修正要求、等を訴えた。まち協の運営も、理想を追わず現実の力量の範囲内での活動で我慢すべきと力説した。しかしここでも「原理派」の専門家諸氏が活動しており、名指しでの批判・再批判が展開されている。地区内住民が2つに割れ、これに専門家がついて議論を展開すること自体は決して悪いことではない。住民がその議論の優劣を見極める努力をする中で全体的レベルがアップするからだ。しかし今日の仮換地指定の局面になってなお原理派専門家が「区画整理は本当に必要か?」「事業計画の白紙撤回」「減歩0を目指せ」と呼びかけるのは、結果として復興まちづくりを遅らせることになるのではないかと、私はそう考えざるを得ない。まち協の運営についても総会に出席しての議論や積極的な役員への立候補を呼びかけず、まち協への「ケチ論」に終始したビラばかり配布する原理派専門家の活動はいかにも情けないと思う。

コーディ協では是非復興まちづくりをめぐるまち協と専門家の役割を考える討論会を企画し、「原理派」専門家の功罪を論じてほしい。

以 上